

田原市立地適正化計画（一部改定） 【概要版】

田原市立地適正化計画（一部改定）

1 立地適正化計画制度の概要

【計画改定の背景】

本市の立地適正化計画は令和2年3月に策定して計画に基づいた取組を進めてきましたが、令和6年3月に「第2次田原市総合計画」及び「改訂版田原市人口ビジョン」が策定され、新たな将来人口の見通し等が示されたこと、また、頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」を推進するため、令和2年9月の法改正により立地適正化計画に「防災指針」の作成が新たに盛り込まれたことに対応するため、令和6年3月に一部改定を行うものです。

今回の一部改定では、計画の理念や目標などの方向性や目標年次は基本的には変更せず、第2次田原市総合計画との整合性を図りながら、現況に合わせた見直しを実施しています。

2 立地適正化計画に定める事項等

【計画の区域】

都市計画区域全体（田原市の場合は田原市全域19,111ha）

【居住誘導区域】

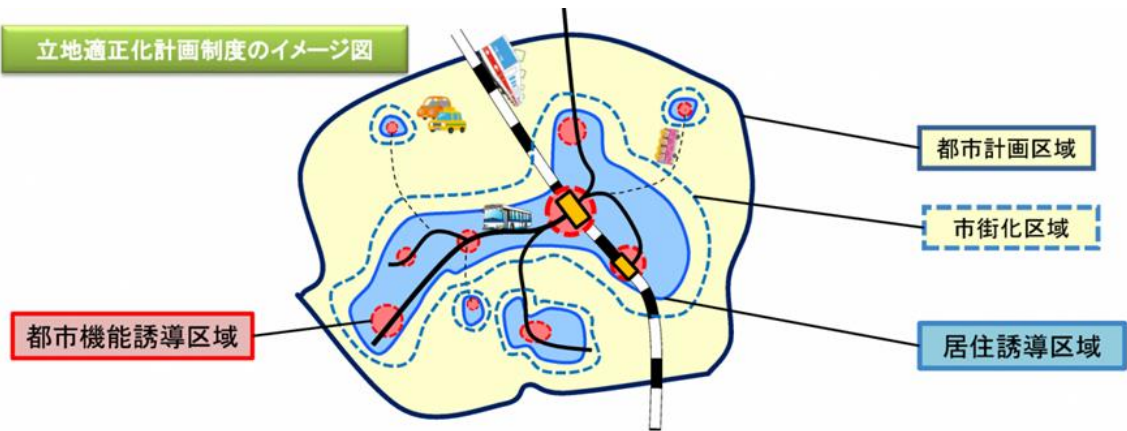
人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域で、**市街化区域内**に定めます。

【都市機能誘導区域】

医療・福祉・商業等の都市機能を、都市の拠点に誘導して集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、**居住誘導区域内**に定めます。

【誘導施設】

都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を指し、当該区域に必要な施設を誘導施設として設定します。



【防災指針】

都市における災害リスク分析と課題の抽出、防災・減災対策の取組内容等を示します。

【目標年次】

令和17（2035）年度 ※改定版田原市都市計画マスタープランと同じ期間まで

3 立地適正化計画における課題とまちづくりの目標

都市の将来像

街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

課題1
都市機能の低下を抑制するために市街地人口の維持が必要

課題2
集落と市街地等を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実が必要

課題3
災害等に対応した安心・安全なまちづくりが必要

課題4
都市施設の適正な配置と誘導が必要

課題5
公共施設の適正な管理による財政規模の縮減が必要

まちづくりの目標①
地域にふさわしい都市機能の配置・誘導による拠点（市街地）づくり
■各市街地の役割に応じた適正な都市機能の配置・誘導を行う
■生活サービス施設の維持・充実を図る
■持続可能な都市となるよう、統廃合を含めた公共施設の適正な配置を行う
■人口減少を見据え、地域に必要な都市機能を支えるための人口誘導を行う

まちづくりの目標②
集落から拠点（市街地）に気軽にアクセスできるまちづくり
■増加が見込まれている高齢者をはじめ誰もが集落から市街地、各都市機能に容易にアクセスできる公共交通ネットワークの維持・充実を図る
■運行便数等のサービス水準が十分でない地域について、向上を図る

まちづくりの目標③
災害等に対応した安心・安全なまちづくり
■巨大地震による津波被害に対応した防護施設整備を進める
■巨大地震による津波被害に対応したまちづくりを行う
■土砂災害、風水害等の津波被害以外の災害にも配慮したまちづくりを行う
■人にやさしい施設整備を行う

まちづくりの目標④
歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり
■高齢者をはじめ、皆が行きたいと思えるような拠点（市街地）の魅力向上を図る
■歩いて散策できるような健康的なまちづくりを行う

4 居住及び都市機能の誘導方針

【居住の誘導方針】

無理に集落に居住している人を拠点（市街地）に居住誘導するものではなく、生活利便性の高い拠点（市街地）を形成することで、市内外から緩やかな居住誘導を図ります。

徒歩や公共交通におけるアクセス性、人口密度を確保することによる生活サービス施設の持続性、災害等に対する安全性の観点から具体的な区域を設定します。

【都市機能の誘導方針】

各拠点（市街地）の特色に応じた都市機能の誘導を図ります。

- **中心拠点（田原市街地）** ※田原市都市計画マスタープランにおける『都市拠点』
田原市の中心をなす拠点であることから、行政・商業・業務・医療・教育・交通などの高次な都市機能の維持・集積を図ります。
- **赤羽根拠点（地域拠点）** ※田原市都市計画マスタープランにおける『市街地拠点』
主に日常生活サービス施設の維持・集積を図ります。高次なものは田原市街地で利用。
- **福江拠点（地域拠点）** ※田原市都市計画マスタープランにおける『準都市拠点』
中心拠点から距離があり、半島西部の生活の拠点となっていることから、生活を支える都市機能サービスの維持・集積を図ります。

各拠点における生活サービス施設等の土地利用の実態や都市基盤（基幹的な公共交通路線、道路 等）、集落からの公共交通アクセス性、公共施設の配置、徒歩等による各種都市サービスの回遊性などの観点から具体的な区域を設定します。

5 居住誘導区域の設定

①含める区域

- ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域（それぞれの都市機能から半径500m圏域）
※市役所・支所等、コンビニ・スーパー、病院・診療所
- イ) 中心市街地の区域（中心拠点）
- ウ) 良好な居住環境が形成されている区域（土地区画整理事業区域）
- エ) 公共交通の利便性が高い区域（鉄道駅から半径1km圏域、バス停から半径500m圏域）

②含まない区域（除外区域）

- 前提) 市街化調整区域、農振農用地等、保安林等
- ア) 災害が発生する危険性の高い区域
※土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流が指定されている区域
 - イ) 工業専用地域（用途地域）

③含めるかどうか慎重に判断すべき区域

津波浸水想定区域（浸水深） ※現行計画において判断済

区域内のほとんどの浸水深が1.0m未満であること、内海に面しているため津波の到達まである程度時間があり、海拔の高いところまで避難することが可能であることから、「居住誘導区域に含める区域」とする。

高潮浸水想定区域（浸水深） ※今回の計画改定において判断

想定最大規模(L2)⇒想定し得る最大規模の台風による高潮（発生確率：500年から数千年に1度程度 条件：室戸台風級の台風が襲来、堤防等の決壊あり）

想定最大規模の高潮による宅地の浸水深は概ね3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられる。
加えて、浸水が想定される範囲は市街地の中でも生活利便性の高いエリアに位置することから、居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「居住誘導区域に含める区域」とする。

洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域） ※今回の計画改定において判断

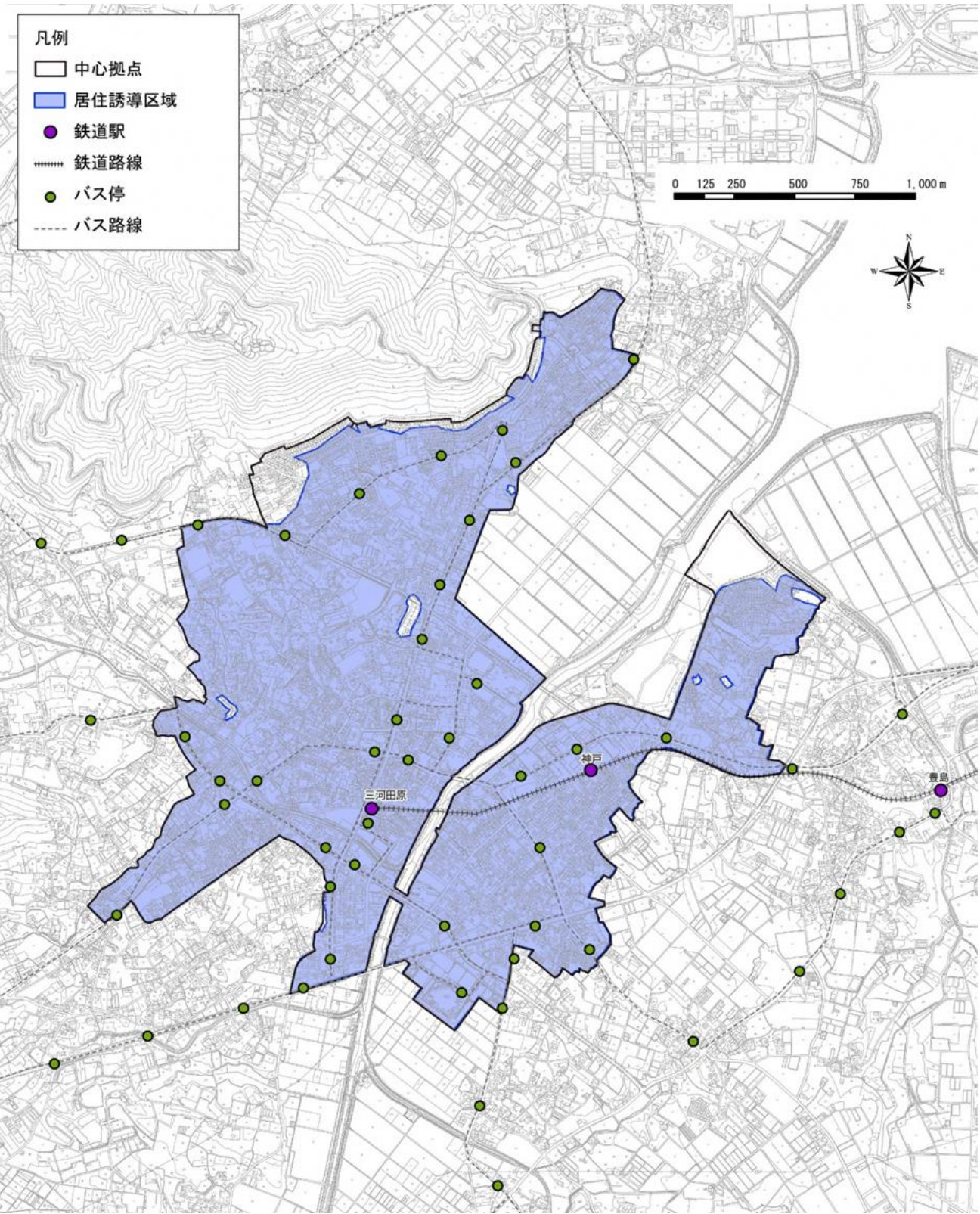
想定最大規模(L2)⇒発生頻度は低いが想定し得る最大規模の降雨（発生頻度：1,000年以上に1度程度 例：夕川24時間総雨量821mm）

想定最大規模の洪水による浸水深は3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられる。
また、浸水継続時間は、一般的に備蓄品を用意することが望ましいとされている72時間を超える箇所は存在しない。
家屋倒壊等氾濫想定区域は、「1,000年以上に1度程度」の発生頻度による大雨によるものであることに加え、市街地の中でも生活利便性の高いエリアに位置している。
以上を踏まえ、洪水浸水予想を踏まえた居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「居住誘導区域に含める区域」とします。

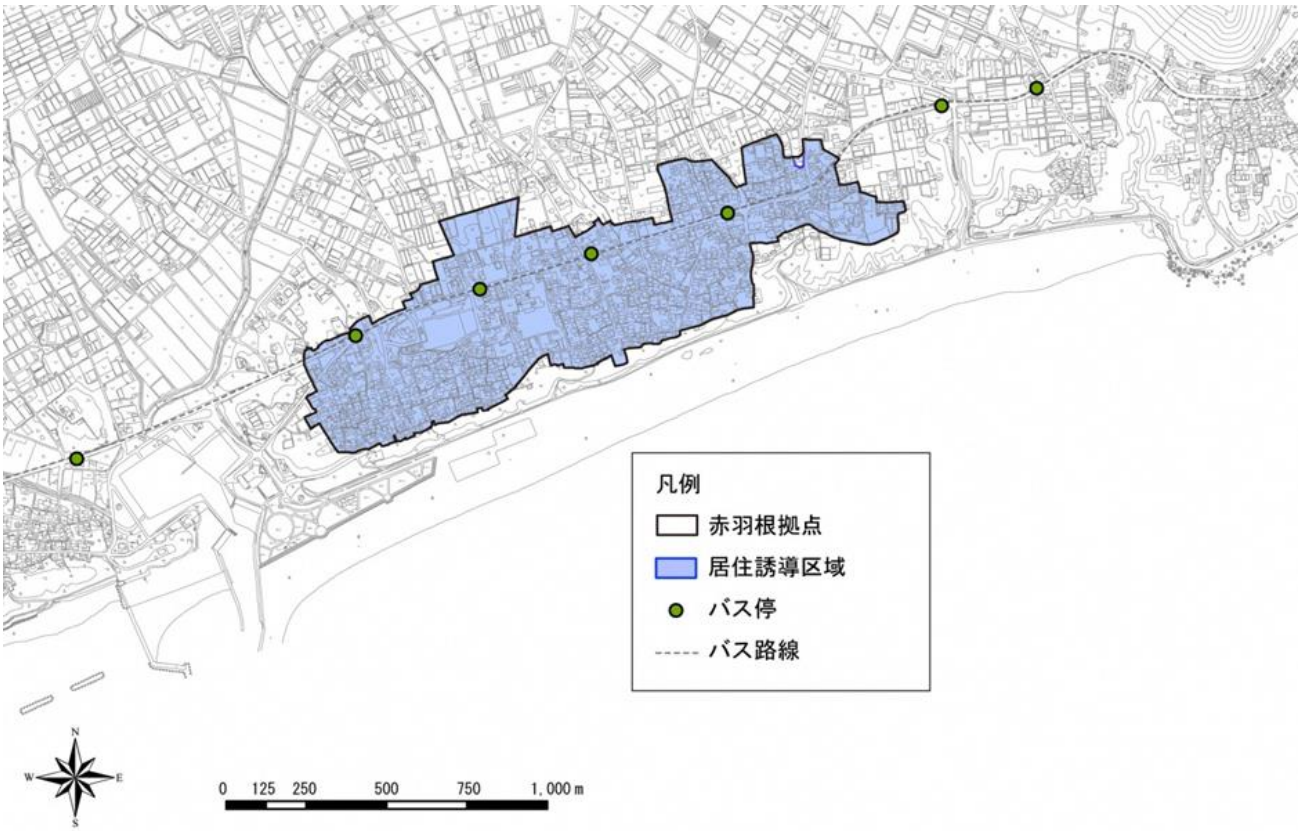
5 居住誘導区域の設定

本市では、下記のとおり「**居住誘導区域**」を設定します。

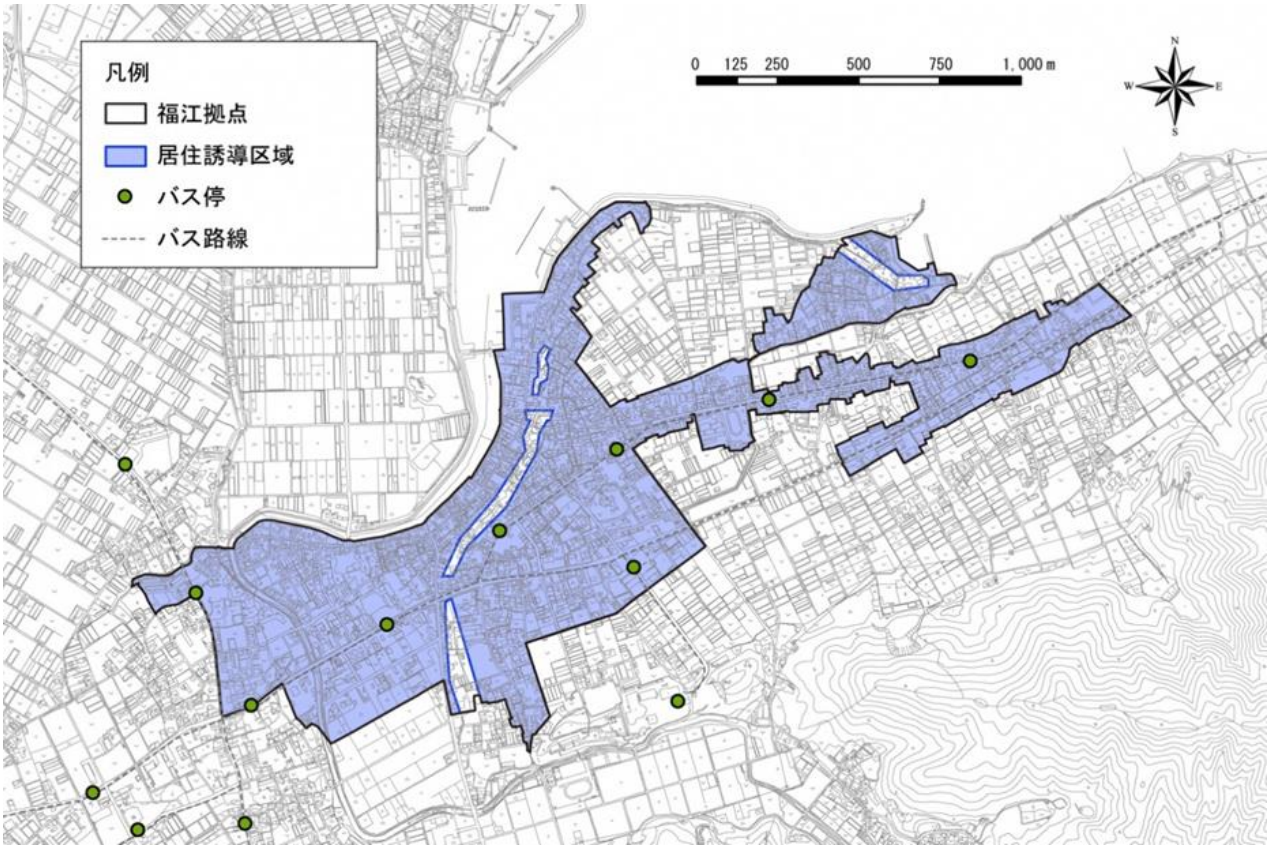
■中心拠点（田原市街地）



■赤羽根拠点（地域拠点）



■福江拠点（地域拠点）



6 都市機能誘導区域の設定

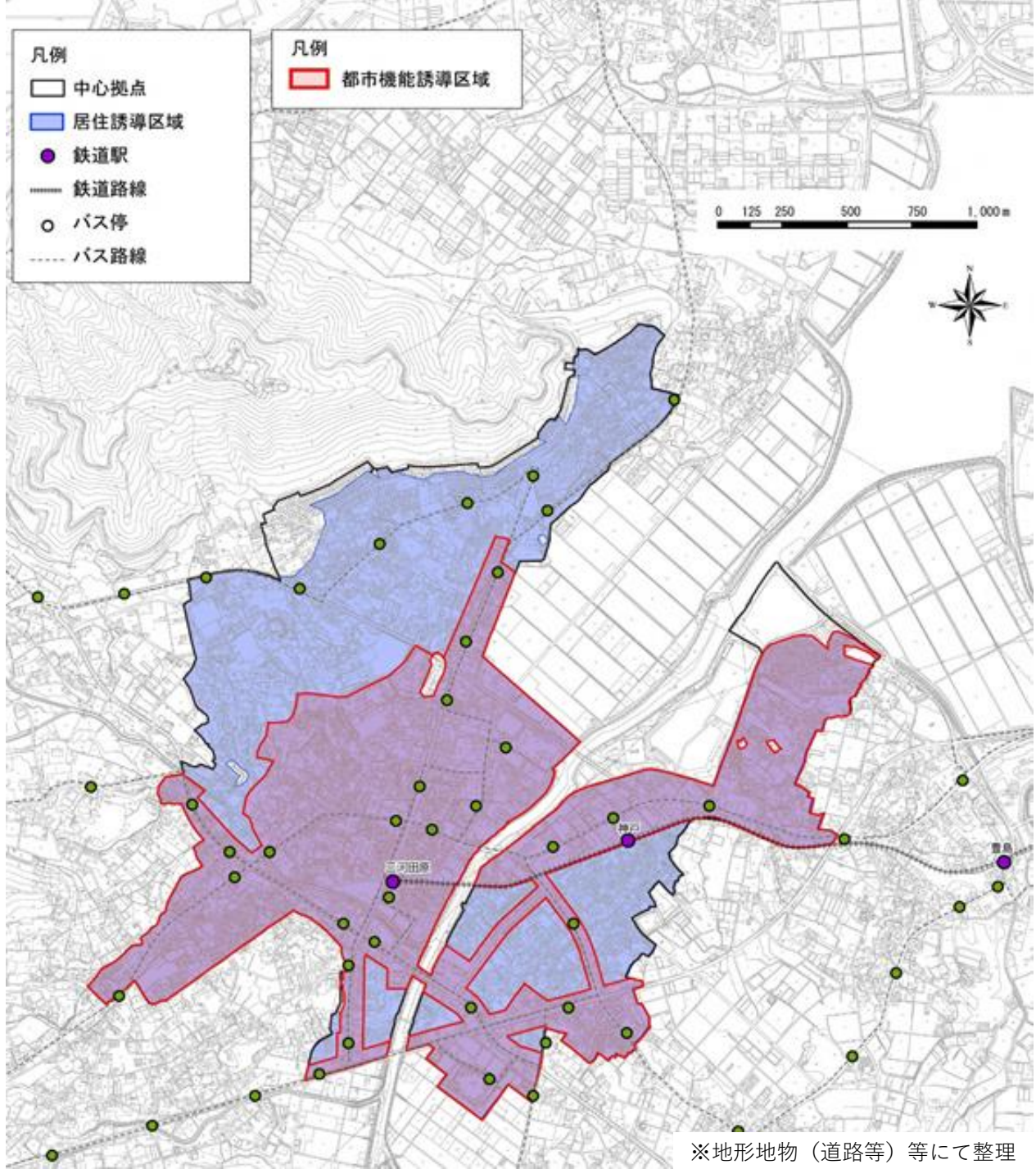
■中心拠点（田原市街地）

①含める区域

- ア) 鉄道駅から半径1km圏域
- イ) 中心市街地の区域
- ウ) 田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域（①イ及びウの区域内を除く）



■赤羽根拠点（地域拠点）

①含める区域

田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「沿道賑わい機能エリア（国道42号沿い）」に位置付けられている区域

②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域



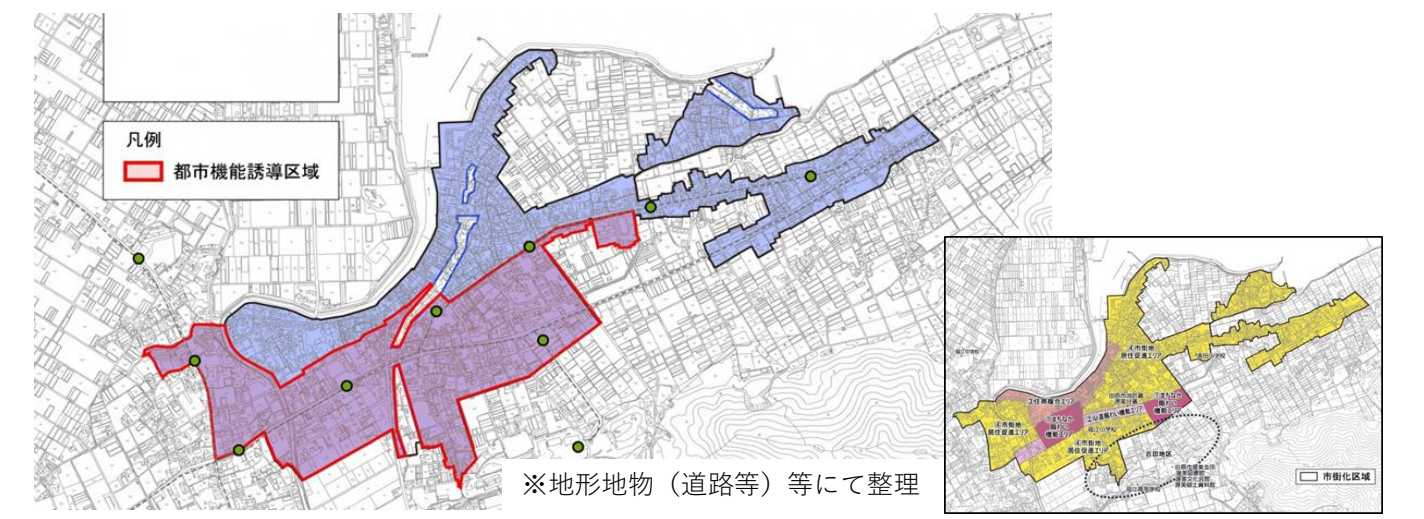
■福江拠点（地域拠点）

①含める区域

- ア) 田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「まちなか賑わい機能エリア（ショッピング周辺、カーマ周辺）」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア（国道259号沿い）」に位置付けられている区域
- イ) 保美バス停から半径500m圏域

②含まない区域（除外区域）

- ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域
⇒該当なし
- イ) 市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域（免々田川より西側の区域は対象外）



7 防災指針

【災害リスクの分析】

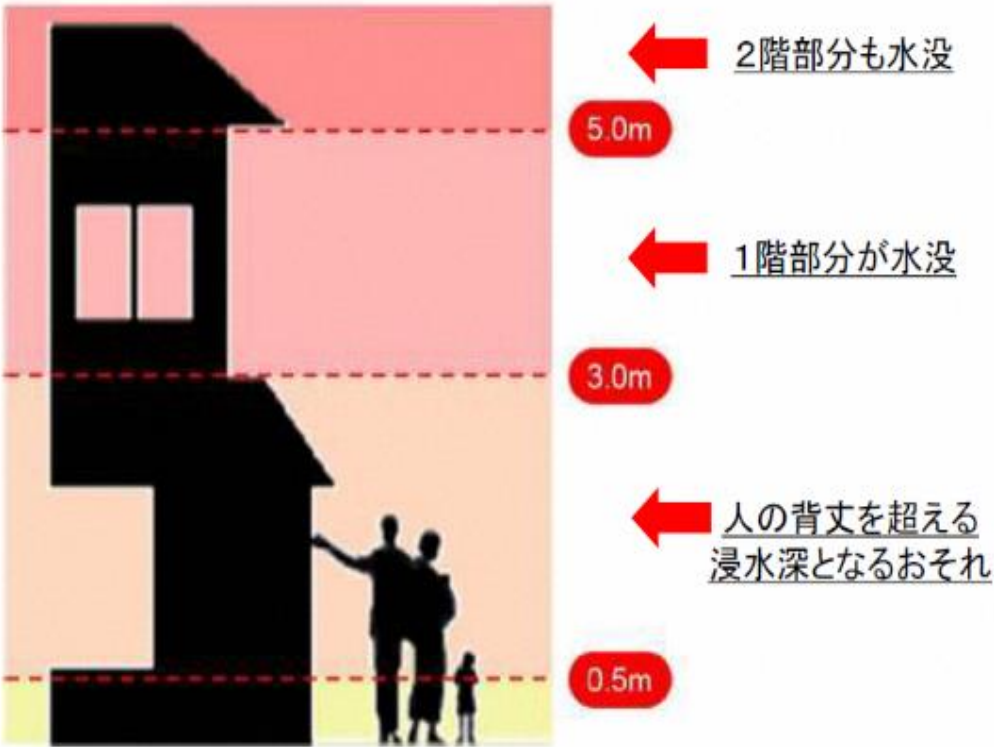
災害ハザードの情報と都市の情報を重ね合わせ、下記の視点から災害リスクを分析。

視点	内容
①人口密度	人口密度を踏まえた災害の状況を確認します。
②要援護者割合	災害時要援護者の割合を踏まえた災害の状況を確認します。
③指定緊急避難場所と福祉施設	指定緊急避難場所（田原市地域防災計画）と福祉施設の地域包括支援センター、高齢者福祉施設（通所介護、認知症対応型共同生活介護）の災害の状況を確認します。
④垂直避難することが出来るか	洪水等により市街地の浸水が想定される際に、建物内で一時的に浸水しない階等に垂直避難することが出来るか建物の分布状況にて確認します。 また、垂直避難が困難な建物について当該建物の居住者数を踏まえた、指定緊急避難場所への避難に関して確認します。

■着目する浸水深

2階部分が浸水する可能性が高まる「浸水深3m以上」と、床上浸水のおそれがある「浸水深0.5m以上」に着目。

津波浸水については、家屋への影響が多くなる「浸水深2m以上」と、人的被害が生じ始める「浸水深0.3m以上」に着目。



■浸水継続時間と避難生活環境

一般的に備蓄品は災害発生時から72時間分を用意することが望ましいとされているが、※本市においては浸水継続時間が72時間を超える箇所は存在しない。

立地適正化計画策定の手引き（国土交通省 令和5年3月改訂）

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがある。

このため、浸水継続時間が長く長期の孤立が想定される地域の有無に注意する必要がある。

Q あなたのお宅では、非常持ち出し用を含めて家族の何日分の食料を用意していますか。



Q あなたのお宅では、何日分の飲料水を備蓄していますか。
ご家族ひとり1日あたり3リットルで計算してください。



出典：水害の被害指標分析の手引き（H25 試行版）

7 防災指針

防災指針は、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（都市再生特別措置法第81条第2項第5号）」とされています。

田原市は市街化調整区域に約6割の市民が居住していることから、居住誘導区域のみならず市域全体における災害リスクを評価し、それを踏まえて実施する防災・減災対策を防災指針に示します。

【分析に用いる災害ハザード情報】

■洪水による浸水被害

①浸水深（想定最大規模 [L2] ）

田原市街地では、概ね1～2mの浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では2～3mの浸水が想定されています。福江市街地では、概ね1～2mの浸水が想定されています。

↓
浸水深は3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。

②浸水継続時間（想定最大規模 [L2] ）

田原市街地では、概ね12時間未満の浸水が継続することが想定される箇所があります。福江市街地では、概ね24時間未満の浸水が継続することが想定される箇所があります。

↓
浸水継続時間は、一般的に備蓄品を用意することが望ましいとされている72時間を超える箇所は存在していません。

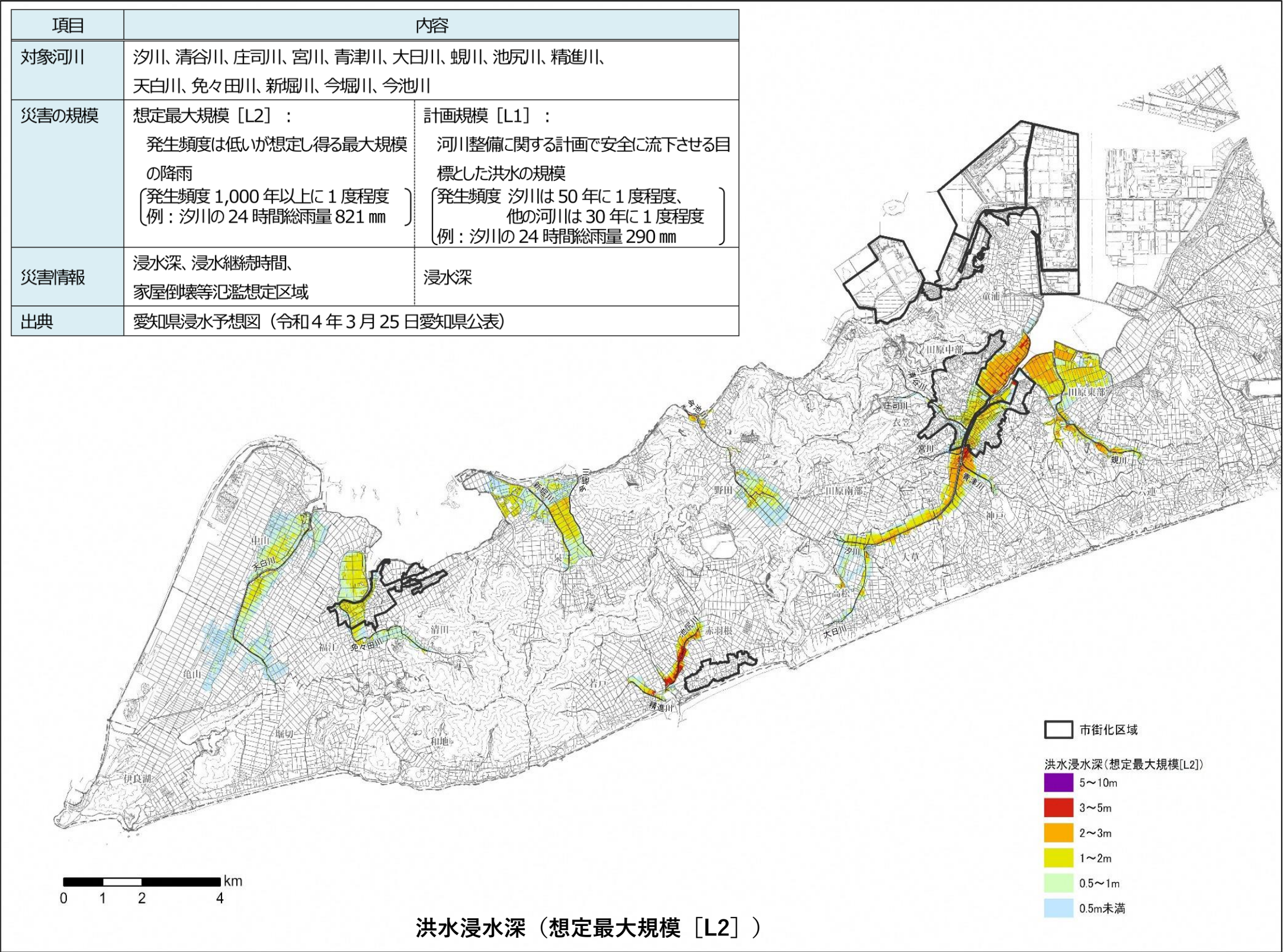
③家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 [L2] ）

田原市街地の汐川等や福江市街地の免々田川の隣接地で、河岸侵食による家屋倒壊のおそれがあります。

↓
家屋倒壊等氾濫想定区域は、「1,000年以上に1度程度」の発生頻度による大雨によるものであることに加え、当該範囲は概ね生活利便性の高いエリアに位置しています。



①②③の状況を勘案した結果、ハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。



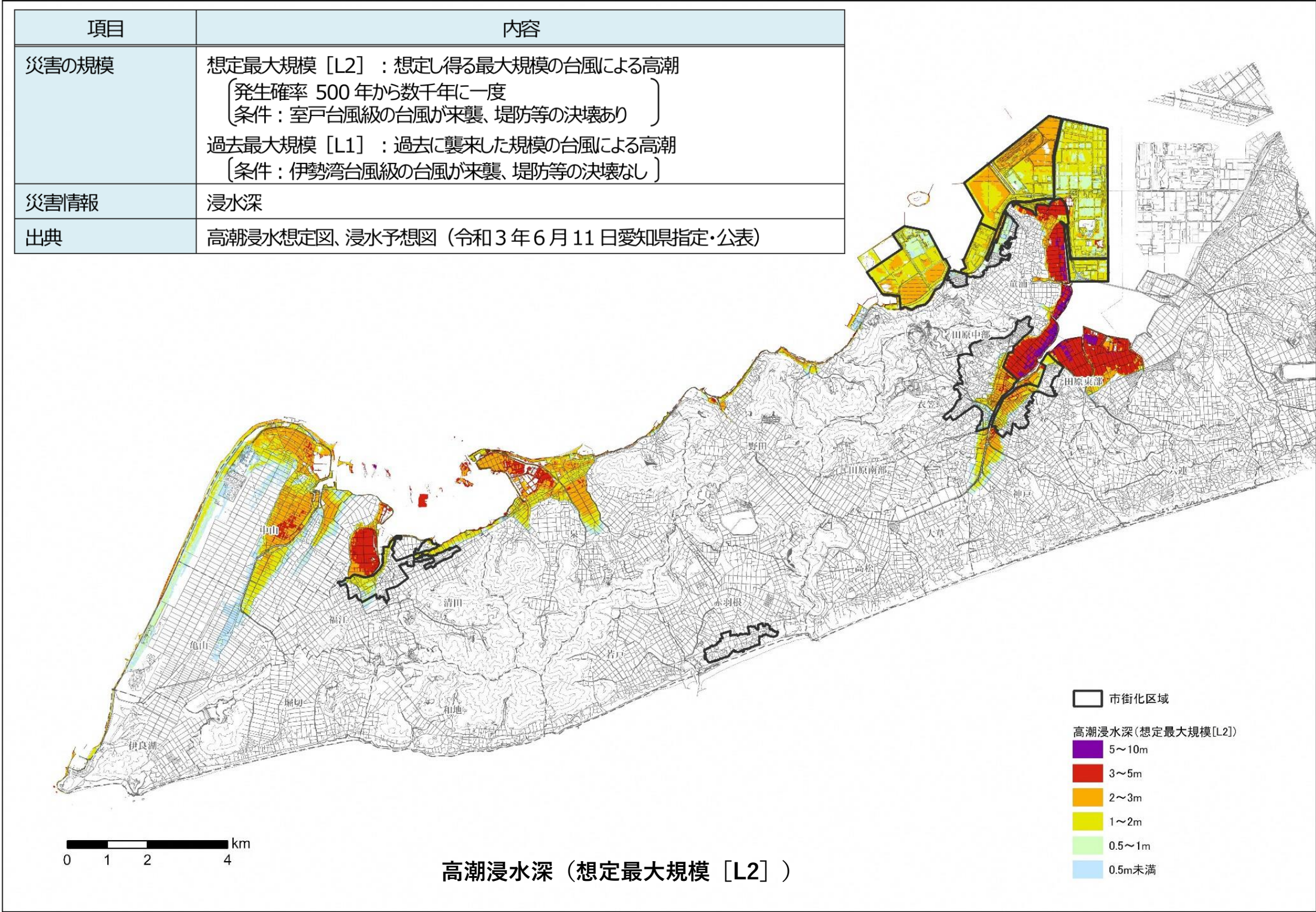
【分析に用いる災害ハザード情報】
■高潮による浸水被害

○浸水深（想定最大規模 [L2]）

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水の被害が想定されています。田原市街地では、概ね3 m未満の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では3～5 mの浸水が想定されています。臨海市街地では、概ね3 m未満の浸水が想定され、工業専用地域を除く住宅地で概ね2 m未満の浸水が想定されています。福江市街地では、概ね2 m未満の浸水が想定されています。



田原市街地及び福江市街地における宅地の浸水深は概ね3 m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられることから、「**居住誘導区域に含める区域**」とします



【分析に用いる災害ハザード情報】
■津波による浸水被害

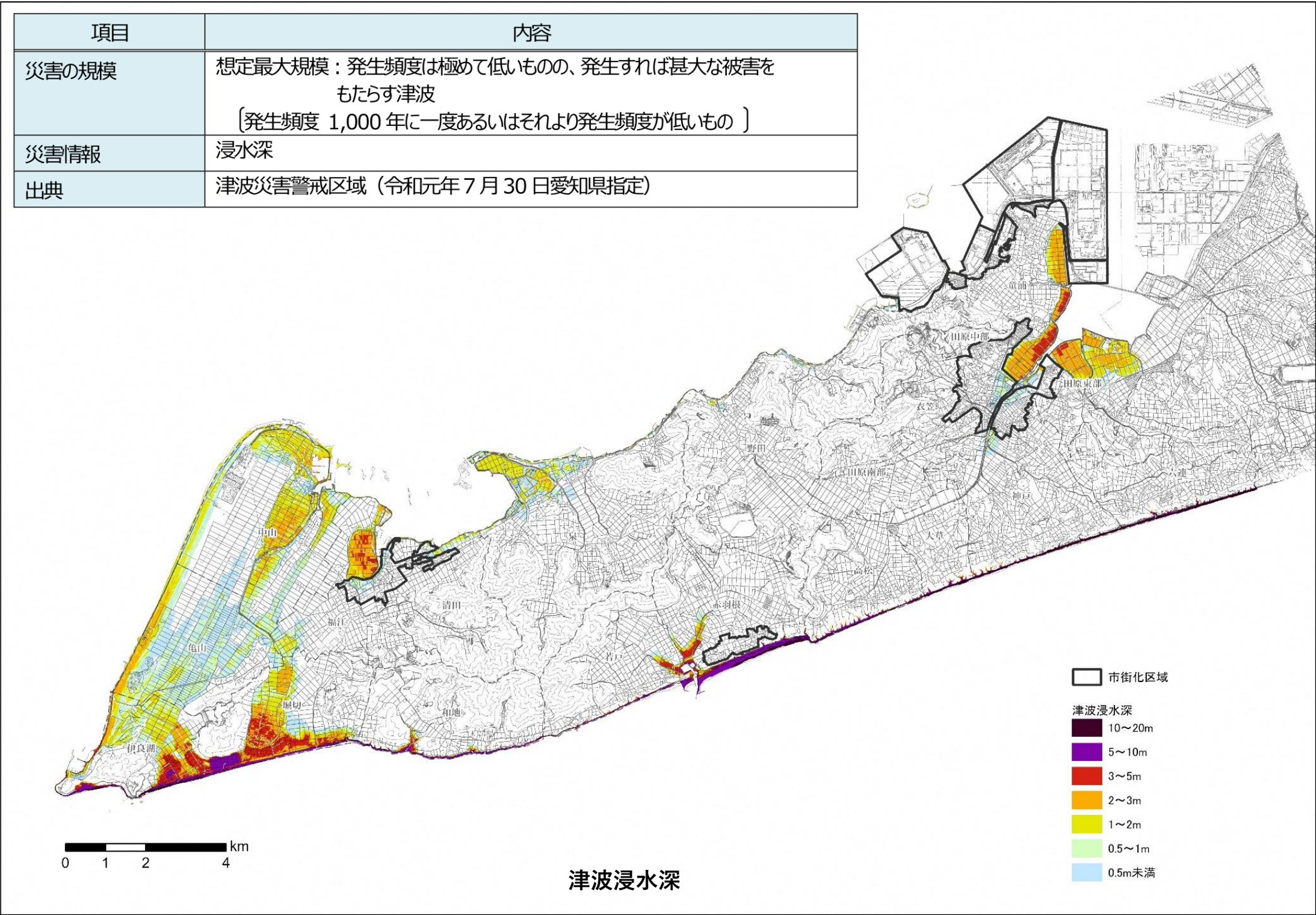
○津波浸水深

田原市街地と福江市街地では、概ね1m未満の浸水の被害が想定されています。



区域内のほとんどの浸水深が1m未満であること、外海でなく内海に面しているため津波の到達まである程度時間があり、海拔の高いところまで避難することが可能であることから、「**居住誘導区域に含める区域**」とします。

項目	内容
災害の規模	想定最大規模：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波 〔発生頻度 1,000 年に一度あるいはそれより発生頻度が低いもの〕
災害情報	浸水深
出典	津波災害警戒区域（令和元年 7 月 30 日愛知県指定）



【分析に用いる災害ハザード情報】
■土砂災害による被害

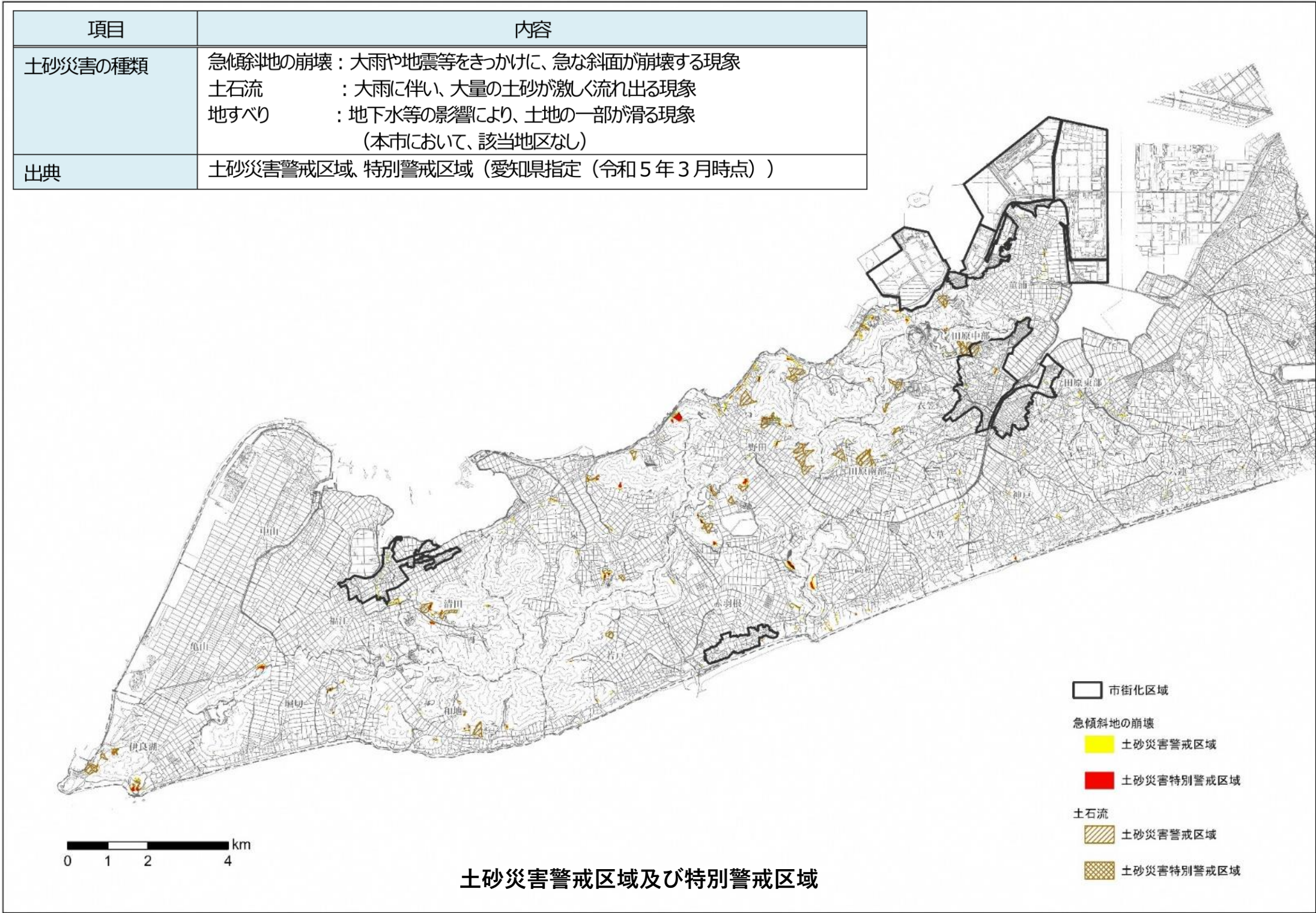
○土砂災害警戒区域、特別警戒区域

田原市街地では、急傾斜地の崩壊が想定される土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土石流が想定される土砂災害警戒区域があります。臨海市街地と福江市街地では、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。



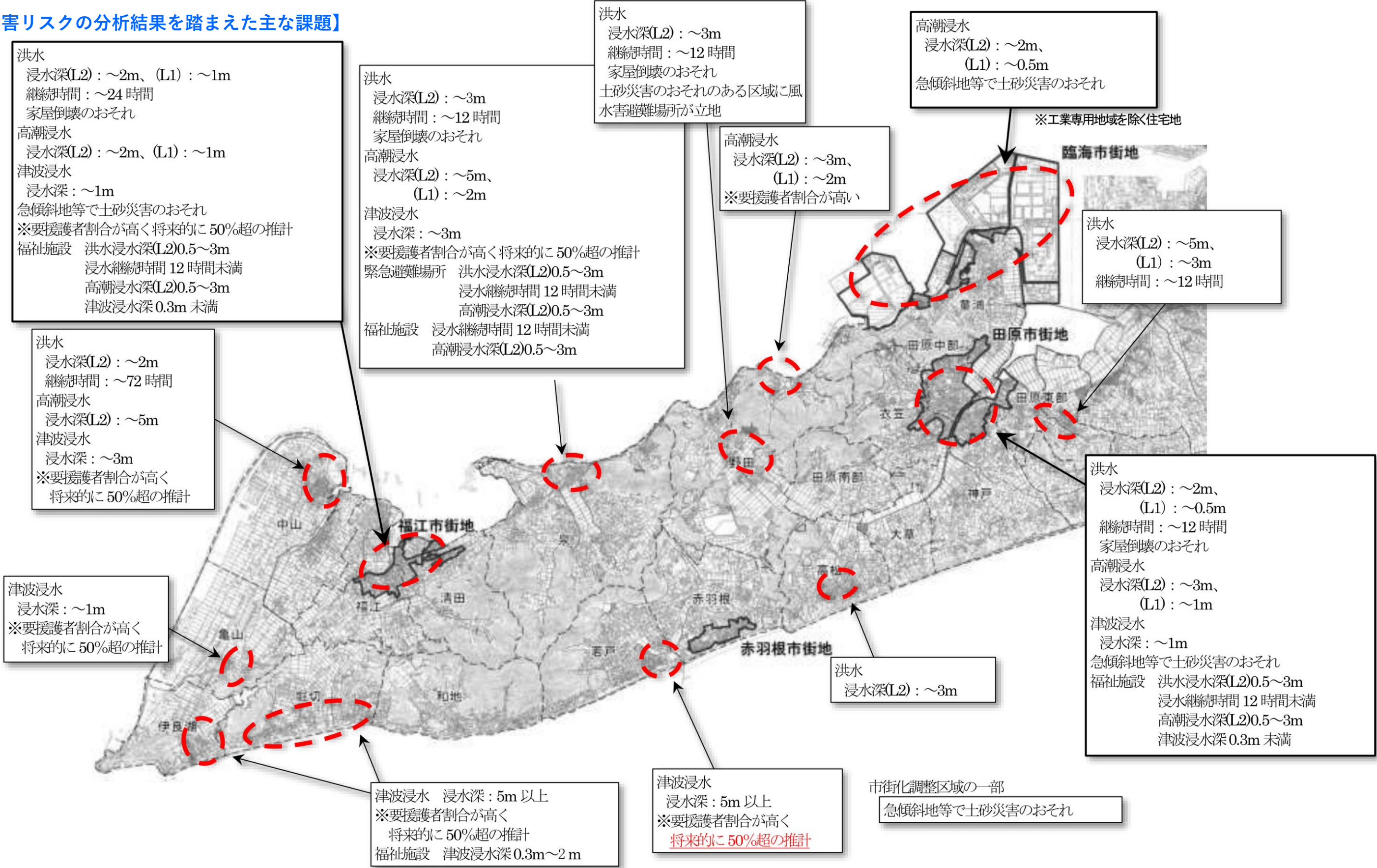
土砂災害特別区域は、居住誘導区域に含まないこととされている区域（除外区域）であることから、**区域から除外**します。
土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流は、慎重に判断した結果、居住誘導区域として適当でないと判断し、**区域から除外**することとします。

※ 現行計画において判断済



7 防災指針

【災害リスクの分析結果を踏まえた主な課題】



この図は主な居住地における災害リスクの状況を示したもので、
図で示した箇所以外でも災害による被害が生じるおそれがあります。

※ L2：想定最大規模
L1：計画規模（洪水）、過去最大規模（高潮）

7 防災指針

【防災・減災対策】
■対策の取組方針

防災・減災対策は、災害発生時に被害が生じないようにする「災害リスクの回避」と、災害発生時に被害を軽減・防止するための「災害リスクの低減」に分類します。また、「災害リスクの低減」対策は、施設整備などによる「ハード対策」と避難体制の整備など「ソフト対策」に分類して取組を進めます。

■防災・減災対策

分 類		対 策		分 類		対 策	
災害リスクの回避		・ 居住誘導区域からの除外 ・ 居住誘導区域外での届出制度による居住誘導 ・ 災害リスク情報の積極的提供による居住誘導		災害リスクの低減	ソフト対策	自助・共助力の強化	・ 防災リーダー研修の充実 ・ 一斉防災訓練への参加促進 ・ 防災教育の推進 ・ 子ども防災教室の実施 ・ 家庭内備蓄の周知・啓発 ・ 自主防災会の充実・強化と災害対応力の強化 ・ 地域コミュニティ力の強化 ・ 地域と協働で実施する防災学習プログラムの推進 ・ 要配慮者支援体制及び避難体制の整備 ・ 事前復興、体制づくりの推進
災害リスクの低減	ハード対策	風水害による災害被害の低減に向けた施設整備	・ 河川・海岸・水路の整備、耐震化等の推進 ・ 水閘門の耐震化 ・ 雨水ポンプ場等の機能強化 ・ 河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等 ・ 公共埠頭の機能強化 ・ 田原市公共下水道事業全体計画の見直し(内水対策を含む)				
		避難経路の確保と復旧・復興に向けた施設整備	・ 広域幹線道路網の整備促進 ・ 幹線道路の整備 ・ 道路の災害対策の推進 ・ 避難路等の整備(市道) ・ 緊急輸送道路(橋梁)の耐震化の推進 ・ 橋梁等の長寿命化対策の実施				
	ソフト対策	ハザードの認知向上	・ 防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック等の周知 ・ ハザードマップの周知 ・ ハザードマップ(内水)の作成 ・ 市政ほーもん講座によるハザード情報の周知 ・ 田原市地図情報サービス「たはらeマップ」等のデジタルデータを活用したハザード情報の周知				
		避難体制の整備	・ 関係機関との合同訓練の実施 ・ 情報伝達手段の多重化・多様化の推進 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域における避難指示等の設定 ・ 津波避難看板等の設置				

田原市立地適正化計画（一部改定）

8 誘導施設の設定

【都市機能誘導区域における都市機能の立地状況一覧表】（R5.4.1現在）

都市機能誘導区域の所在		中心拠点 （田原市街地）	地域拠点	
			赤羽根拠点	福江拠点
田原市における各拠点が果たす役割		高次の機能充実	地域生活を支える 機能の確保	半島西部の生活を 支える機能の充実
大分類	小分類			
①行政施設	市役所・支所等	・田原市役所		
	文化会館、博物館等、 図書館、総合体育館	・田原文化会館 ・田原市博物館 ・田原市民俗資料館 ・田原市中央図書館 ・田原市総合体育館		
	地区市民館	・田原中部市民館	・赤羽根市民館	・福江市民館 ・清田市民館
②教育施設	小学校、中学校	・田原中部小学校	・赤羽根小学校 ・赤羽根中学校	・福江小学校 ・清田小学校
	高等学校			
	専門学校、大学	・田原福祉グローバル専門 学校		
③商業施設	コンビニエンスストア	・10店舗(9店舗)	・2店舗(2店舗)	・3店舗(3店舗)
	スーパーマーケット	・4店舗(1,000㎡以上) (3店舗(1,000㎡以上)) ・2店舗(1,000㎡未満) (2店舗(1,000㎡未満))		・0店舗(1,000㎡以上) (1店舗(1,000㎡以上)) ・1店舗(1,000㎡未満) (2店舗(1,000㎡未満))
	ドラッグストア ※	・6店舗(4店舗)	・2店舗(1店舗)	・5店舗(1店舗)
	金融機関	・9店舗(10店舗)	・4店舗(4店舗)	・4店舗(4店舗)
④医療施設	病院(20床以上)	・渥美病院		
	診療所(19床以下)	・10施設(10施設)		・2施設(2施設)
⑤子育て支援施設	保育所			
	認定こども園	・第一保育園 ・中部保育園		・福江保育園
	地域子育て支援センター	・親子交流館内		
	児童センター	・田原児童センター		
	親子交流施設 ※	・親子交流館		
⑥福祉施設	福祉センター	・田原福祉センター		
	地域包括支援センター	・2施設(2施設)		・1施設(1施設)
	高齢者福祉施設 (通所介護)	・6施設(6施設)		・2施設(2施設)
	高齢者福祉施設 (認知症対応型共同生活介護)	・2施設(2施設)		・1施設(1施設)
	障がい福祉施設 (障がい共同生活援助)	・1施設(1施設)		・1施設(0施設)

※「ドラッグストア」及び「親子交流施設」は計画改定（R6.3）で新たに追加した施設
（ ）内は平成30年4月1日時点の数値を記載

【誘導施設の設定】

各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況や必要性、集落における都市施設のあり方を踏まえ、下表に示す施設を、本計画において設定する誘導施設とします。

- 誘導（赤字）：新たに誘導を図るべき施設
- 維持（黒字）：現在立地する施設で、将来の機能更新等に備えて維持の必要性のある施設
- 維持・充実（青字）：現在立地している施設の維持に加え、更に充実（誘導）すべき施設

誘導施設	中心拠点 （田原市街地）	地域拠点	
		赤羽根拠点	福江拠点
①行政施設	・市役所	・市民センター	・支所
	・文化会館 ・博物館 ・民俗資料館 ・図書館 ・総合体育館	・図書館(分館)	・図書館(分館)
②教育施設	・専門学校 ・大学	—	・市民プール
③商業施設	・スーパーマーケット 500 ㎡以上 ・ドラッグストア ・商業施設 500 ㎡以上	・スーパーマーケット 500 ㎡以上 ・ドラッグストア ・商業施設 500 ㎡以上	・スーパーマーケット 500 ㎡以上 ・ドラッグストア ・商業施設 500 ㎡以上
④医療施設	・病院(20床以上)	—	・病院(20床以上)
⑤子育て支援施設	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター
	・児童センター ・親子交流施設	—	・親子交流施設
⑥福祉施設	・福祉センター	—	・福祉センター

田原市立地適正化計画（一部改定）

9 誘導施策

【誘導施策】

都市構造の課題	まちづくりの方針 (ターゲット)	まちづくりの目標 (施策)	誘導方針及び施策の方向性		具体的な誘導施策	都市 機能	居住
- 都市機能の低下を抑制するために市街地人口の維持が必要 - 集落と市街地等を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実が必要 - 災害等に対応した安心・安全なまちづくりが必要 - 都市施設の適正な配置と誘導が必要 - 公共施設の適正な管理による財政規模の縮減が必要	- 市街地それぞれの特性や役割及び集落に居住している人の日常生活やニーズを意識した都市機能の誘導を図る - 鉄道、バス、自転車、徒歩などを組み合わせた交通ネットワークの充実により、歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくりを目指す	【目標1】 地域にふさわしい都市機能の配置・誘導による拠点（市街地）づくり	官民連携による新しい価値を創出する拠点づくり	官民連携による遊休不動産の活用やリノベーションなどにより新しい価値を創出し、まちなかにおける交流拠点等の形成を図る	①都市再生整備計画事業による公共施設等の整備（親子交流施設等）【中心】 ②低・未利用地を活用した賑わいの創出 ③公有地における定期借地権制度の活用 ④ショップレイ周辺整備事業【福江】	●	
		【目標2】 集落から拠点（市街地）に気軽にアクセスできるまちづくり	公共交通と連携した集落からまちなかへの誘導	- 利用者のニーズ・需要にあった多様な運行形態による交通手段の確保を図る - まちなか交通の充実をはじめとする公共交通を利用しやすくするための環境整備を行う	①路線バス（伊良湖支線）の増便【豊鉄バス株】 ②利用者のニーズ・需要にあった多様な運行形態（幹線乗合交通、コミュニティ乗合交通、有償パーソナル交通等）による交通手段の検討 ③公共交通利用促進事業 ④田原市ぐるりんバス市街地線の運行及びレンタサイクルの充実【中心】 ⑤バス待合環境の整備等	●	●
		【目標3】 災害等に対応した安心・安全なまちづくり	安全性の向上によるまちなか居住の促進	- 津波災害等に対応した整備を図る - 子どもや高齢者等が安心して暮らせる住環境の創出を図る	①（県）城下田原線の整備【愛知県】【中心】 ②津波防護に関する整備【愛知県】【中心】【福江】 ③木造住宅等耐震改修促進事業 ④人にやさしい住宅リフォーム支援 ⑤人にやさしい施設整備（公共施設の改善・整備）	●	●
		【目標4】 歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり	住環境の整備等によるまちなか居住の促進	- 新たな住環境の整備による居住誘導を図る - 空き家・空き地の活用による住環境の創出を図る - まちなかで住みたい、周遊したいと思える健康的で魅力的な環境整備を図る	①土地区画整理事業【赤羽根】 ②住宅供給推進事業 ③空き家・空き地バンク活性化事業 ④空き家修繕等助成事業 ⑤定住・移住促進奨励金制度 ⑥都市再生整備計画事業によるウォーキングトレイルの整備【中心】【福江】 ⑦都市再生整備計画事業による公園及び生活道路の整備【赤羽根】 ⑧民間宅地開発等奨励金制度	●	●

※具体的な誘導施策欄の「都市機能」及び「居住」は、各施策に関連する対象を示す。

10 届出制度

【居住誘導区域外における届出制度】

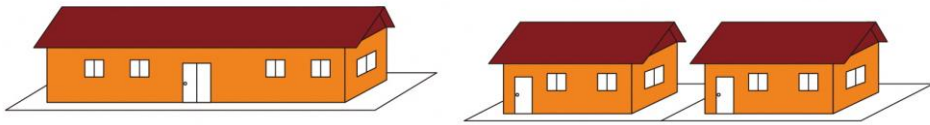
居住誘導区域外において、以下の住宅の開発・建築行為を行う場合は、着手する日の30日前までに、市長への届出が必要です。

■開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



- ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



■建築行為等

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



【都市機能誘導区域外における届出制度】

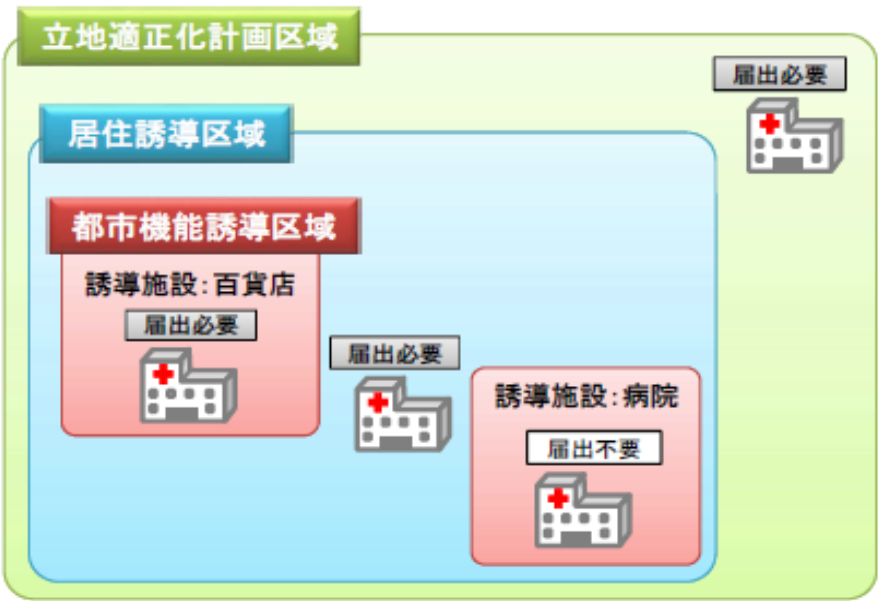
都市機能誘導区域外において、本計画で位置付けられた誘導施設の住宅の開発・建築行為を行う場合は、着手する日の30日前までに、市長への届出が必要です。

■開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■建築行為等

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



【都市機能誘導区域内における届出制度（休止・廃止）】

都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、着手する日の30日前までに、市長への届出が必要です。

11 目標の設定

【人口に関する指標】

目標指標：①居住誘導区域の人口割合

目標指標		現況値 2015(平成27)年	現況値 2020(令和2)年	推計値 2035(令和17)年	目標値 2035(令和17)年
居住誘導区域 の人口割合	田原市街地	23.6%	24.7%	26.3%	27.4%
	赤羽根市街地	2.7%	2.8%	2.8%	2.9%
	福江市街地	5.5%	5.8%	5.4%	5.7%
	3市街地合計	31.8%	33.3%	34.5%	36.0%

※改定版田原市都市計画マスタープランの人口フレームに基づいた
3市街地の人口割合

目標指標：②鉄道駅から1km圏域の人口

目標指標	現況値 2015(平成27)年	現況値 2020(令和2)年	目標値 2035(令和17)年
鉄道駅周辺1km圏域人口 ※市街化区域内人口	12,310人	12,114人	増加

満足度指標：「住みよさ」についての満足度の向上

効果指標	現況値 2016(平成28)年	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
田原市の住みよさ 満足度（市民意識調査）	84%	84.4%	満足度UP

※田原市市民意識調査の中の田原市の住みよさの調査項目において
「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合

【公共交通に関する指標】

目標指標：①市内公共交通の利用者数

目標指標	現況値 2017(平成29)年	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
ぐるりんバス各路線 1便当たりの乗車人数	童浦線 7.0人 野田線 2.8人 市街地東線 2.0人 市街地西線 3.4人	童浦線 7.9人 サンデパルク線 4.4人 市街地線 4.3人	各路線5.0人以上
ぐるりんミニバス各路線 1便当たりの乗車人数	表浜線 2.6人(循環) 高松線 1.2人 中山線 3.3人(循環) 八王子 1.8人	表浜線 3.0人 中山線 2.2人	各路線3.0人以上

※渥美線、バス（伊良湖本線・支線、ぐるりんバス、市街地循環バス）、
海上交通、タクシーの利用者合計

目標指標：②田原市ぐるりんバスの1便当たりの乗車人数

目標指標	現況値 2017(平成29)年	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
市内公共交通の利用者数	165万人	126万人	148万人

満足度指標：「公共交通の整備」についての満足度の向上

効果指標	現況値 2016(平成28)年	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(平成47)年
公共交通の整備 満足度（市民意識調査）	-0.30	-0.20	満足度UP

※田原市市民意識調査の中の都市整備分野の調査項目における公共交通
の整備の満足度

【防災・減災に関する指標】新規

目標指標：①防災講習会（ほーもん講座等）の参加者数

目標指標	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
防災講習会（ほーもん講座等）の参加者数	4,000人	5,000人

目標指標：②安心・安全ほっとメール、防災アプリ等登録者数

目標指標	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
安心・安全ほっとメール、防災アプリ等登録者数	12,000人	20,000人

満足度指標：「防災・減災体制の充実」についての満足度の向上

効果指標	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
防災・減災体制の充実満足度（市民意識調査）	0.20	満足度UP

※田原市市民意識調査の中の消防防災分野における防災・減災体制の
充実度の満足度

目標指標：③避難所開設・運営訓練を実施している自主防災

目標指標	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
避難所開設・運営訓練を実施している自主防 災会の数	67団体	103団体